

京都市告示第 307 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき，平成 25 年 10 月 16 日付けで認可した新御幸町町内会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出があったので同条第 10 項の規定により，次のとおり告示します。

平成 26 年 9 月 18 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市上京区新御幸町 2 5 番地	京都市上京区新御幸町 3 3 番地の 4

2 代表者の氏名

変更前	変更後
山川 茂	西村 輝之

3 代表者の住所

変更前	変更後
京都市上京区新御幸町 2 5 番地	京都市上京区新御幸町 3 3 番地の 4

(文化市民局地域自治推進室)